

②ふじみ野駅東口発～富士見ニュータウン折返し線

③鶴瀬駅東口発～富士見ニュータウン循環線

をご利用のお客様へ、消費税率引上げに伴う運賃値上げのお知らせ。

平素より当ライフバスをご利用頂きまして誠にありがとうございます。

さて、株式会社ライフバスでは、令和元年10月1日より実施される消費税率引上げに伴う税負担増加分並びに運送費の上昇による収支悪化の緩和のため、下記の通り運賃の値上げをさせていただきます。

1. 運賃改定概要

- (1) 運賃改定実施日 令和元年10月1日(火)
 (2) 運賃改定対象路線 ②ふじみ野駅東口発～富士見ニュータウン折返し線
 ③鶴瀬駅東口発～富士見ニュータウン循環線
 (3) 現行・改定運賃比較表

運賃の種類	運賃の適用旅客	現行運賃	改定新運賃	割引率	運賃改定の有無
普通旅客運賃	普通旅客	200円	210円	—	改定
	小児及び障害者	100円	110円	—	改定
通勤定期券(1ヶ月)	通勤定期旅客	8,460円	8,460円	32.8%(割引率UP)	据え置き
	通勤定期旅客 (障害者)	6,020円	6,020円	52.2%(割引率UP)	据え置き
	通勤定期旅客 (小児)	4,380円	4,380円	65.2%(割引率UP)	据え置き
通学定期券(1ヶ月)	通学定期旅客	7,500円	7,500円	40.5%(割引率UP)	据え置き
	通学定期旅客 (障害者)	5,340円	5,340円	57.6%(割引率UP)	据え置き
	通学定期旅客 (小児)	3,900円	3,900円	69.0%(割引率UP)	据え置き
回数券(11枚綴り)	普通回数旅客	2,050円	2,150円	6.9%	改定
	小児及び障害者	1,050円	1,150円	50.2%	改定

※令和元年10月1日(火)よりの運賃改定に於きましては、三芳町エリアの①.④.⑤.⑥.⑦番線の改定は行いません。

※既に10月分以降の定期乗車券をお持ちのお客様でも、定期乗車券運賃は変わりませんので、そのままご利用下さい。

※旧運賃の2,050円並びに1,050円の回数券は、令和元年10月1日(火)より、切り離されていない未使用の回数券につきまして、販売時にお渡しした払戻し請求券と一緒に提出して戴き差額の100円のみをお支払いただく形(手数料は無し)にて、新運賃の回数券と交換いたします。

※旧運賃での回数券をそのままご使用になる場合には、大変ご不便をおかけいたしますが、ご乗車の都度、旧運賃との差額10円をバス車内運賃箱へお支払いただきますようお願い申し上げます。

◆尚、今回の運賃改定についてご不明な点などがございましたら、

株式会社 ライフバス 本社営業所
 TEL 049-259-7566
 (AM10:00～PM6:00)

までお問い合わせ下さい。

令和元年9月5日
 株式会社 ライフバス